

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	個人番号通知書返戻管理簿
行政機関等の名称	藤沢市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民自治部市民窓口センター
個人情報ファイルの利用目的	市民窓口センターに返戻された通知カードの状況を管理するため
記録項目	1ナンバリング、2氏名、3住所、4交付日、5返戻日、6返戻理由、7書留番号
記録範囲	通知カードが市民窓口センターに返戻されたもの
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 藤沢市市民自治部市民相談情報課
	(所在地) 〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無
	■法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	2023.4.1 市民自治部市民窓口センター 作成